

シーリゾートトライアングル構想策定委託業務業者選定審査会設置要項

(設置)

第1条 シーリゾートトライアングル構想策定委託業務に係る契約予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、シーリゾートトライアングル構想策定委託業務業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査した上で、当該業務にふさわしい契約予定者を決定するものとする。

- (1) 企画提案書等の評価
- (2) その他必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査会は、副市長、総務企画部長、経済振興部長、企画政策課長及び観光おもてなし課長により構成するものとする。

2 審査会には委員長を置き、委員長には副市長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者がその職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(審査項目及び審査方法)

第6条 審査における審査項目及び評価基準は、別に定める「シーリゾートトライアングル構想策定委託業務評価基準」に基づき、総合的に評価を行い、評価者の合計点が最も高い業者を契約予定者として選定することとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、上天草市総務企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成29年7月21日から施行する。

(この要項の失効)

この要項は、平成30年2月28日に限り、その効力を失う。